

令和4年(2022年)2月1日

競争入札参加者 各位

契約資産部契約課

工事請負契約に係る総合評価方式の適用ガイドラインの改正について（お知らせ）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 改正内容

- (1) 評価項目「協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況」の追加
（「施行能力評価型」及び「工事成績評価型（専門工事を含む）」）
※詳細は別紙参照。
- (2) 評価項目「退職金制度の状況」の削除
（「工事成績評価型（専門工事を含む）」）
- (3) 評価項目「労働災害補償の状況」の削除
（「施行能力評価型」及び「工事成績評価型（専門工事を含む）」）
- (4) 入札経過調書の標準様式例の変更（技術評価点の記載方法）
（「施行能力評価型」及び「工事成績評価型（専門工事を含む）」）

2 適用日

令和4年(2022年)4月1日

【お問合せ】

契約資産部契約課 工事契約担当
直通 042-620-7215

評価項目「協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況」について

「八王子市再犯防止推進計画」が施行されたことに伴い、本市の総合評価の入札において、協力雇用主又は協力事業主（以下「協力雇用主等」という。）に登録のある者が行った入札に対し、評価点を加点するもの。

1 協力雇用主とは

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。再犯の防止等の推進に関する法律第14条に規定される。保護観察所への登録が必要。

2 協力事業主とは

再犯防止推進法の趣旨に賛同する事業主。八王子市更生保護協力事業主会は八王子市の任意団体であり、協力事業主で構成されている。

	協力雇用主	協力事業主
目的	犯罪をした者（刑務所出所者等）等の自立及び社会復帰に協力すること。	
活動内容	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、又は雇用しようとする事業主	
主体	法務省	八王子市更生保護協力事業主会 (任意団体)
活動条件	保護観察所への登録	八王子市更生保護協力事業主会への登録